

佐賀県教育委員会訓令甲第六号

本 庁

教育事務所

教育庁専決規程（平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年五月二十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第六条第一項第五号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。